

(別紙)

撮影に関する留意事項

「社会教育施設における画像等の商業利用に係る許諾取扱要領」第3条第2号にある「申請者が撮影した画像等を利用する場合」においては、次の点について留意・遵守すること。

- (1) 撮影にあたっては許可された場所、人数及び時間の範囲内で行うこと。
また、施設の責任者及び担当職員の指示に従うこと。
- (2) 開館中に撮影を行う場合は、他の来館者の迷惑にならないよう注意すること。
- (3) 使用料が必要な場所及び観覧料が必要な場所で撮影を行う場合は、別途使用料・観覧料を支払うこと。ただし、生涯学習課長が認める場合は、使用料・観覧料を免除する場合もある。
- (4) 撮影時に必要な電源や各種機材については、申請者が自らの負担で準備すること。
機材を持ち込む際は、接触事故等が発生しないよう十分に配慮すること。
- (5) 作品や資料の移動、設置は施設職員が行い、撮影関係者は行わないこと。
また、撮影時の照明等、作品や資料の保護に関しても施設職員の指示に従うこと。
- (6) 撮影にあたり、所有権や著作権等、法令上の問題が発生した場合は、申請者が責任を負うこと。
- (7) 撮影にあたり、施設や展示物等を損壊した場合は、申請者の負担によって原状回復すること。
- (8) その他、撮影中に突発的な事態が発生した場合は、施設の責任者及び担当職員の指示に従って対応すること。